事後

事業名 （箇所名）	那覇空港滑走路増設事業	担当課	沖縄総合事務局空港整備課	事業 主体	沖縄総合事務局 大阪航空局	
		担当課長名	水野　敦大			
		担当課	大阪航空局空港企画調整課			
		担当課長名	馬場　猛			
実施箇所	沖縄県那覇市、豊見城市			評価 年度	令和6年度	
該当基準	事業完了後、一定期間（5年以内）が経過した事業					
主な事業の諸元	新滑走路　2,700m×60m					
事業期間	事業採択	平成25年度	完了	令和元年度		
総事業費（億円）	採択時	1,816	完了時	2,056		

目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ 　那覇空港は、観光客を中心に年々旅客数が増加し、滑走路1本の空港としては国内で2番目に旅客数の多い空港であった。そのため、夏場の観光シーズンや年末年始などの繁忙期を中心に希望する便の予約が取れず、沖縄への訪問を取り止める状況が発生するなど、沖縄県経済への影響が生じていた。 　また、将来的には、繁忙期のみならず通年で需給が逼迫すると予想されており、現在の滑走路1本 のままでは航空需要に対応できない恐れがあった。 ＜達成すべき目標＞ 　将来的に逼迫する航空需要への適切な対応、国内外航空ネットワークにおける拠点性の発揮、観光立県沖縄の持続的発展への寄与等のために、滑走路増設による空港能力の向上を図る。 ＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標：国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 ・施策目標：航空交通ネットワークを強化する。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	○整備費用： 　＜再評価＞1,993億円　⇒　＜事後評価＞2,056億円 ○航空需要：2030年度需要予測（旅客数、発着回数） 　＜再評価＞2,252万人/年、18.7万回/年　⇒　＜事後評価時＞（下位ケース）2,215万人/年、17.0万回/年 （中位ケース）2,284万人/年、18.0万回/年 （上位ケース）2,569万人/年、20.0万回/年

事業全体の投資効率性	基準年度		令和6年度								
	下位	B:総便益 （億円）	9,876	C:総費用(億円)	3,168	全体B/C	3.1	B−C	6,708	EIRR（%）	8.9
	中位	B:総便益 （億円）	39,063	C:総費用(億円)	3,168	全体B/C	12.3	B−C	35,895	EIRR（%）	14.9
	上位	B:総便益 （億円）	62,504	C:総費用(億円)	3,168	全体B/C	19.7	B−C	59,336	EIRR（%）	18.4

事業の効果の発現状況	○本事業の実施により、費用便益比（B/C）は、事業全体で3.1～19.7であり、本事業の有効性が確認された。 ○繁忙期における搭乗率は引き続き高い水準であるが予約の取りやすさが改善するとともに、沖縄県の入域観光客及び経済波及効果の増加に寄与した。 ○航空機トラブル等により滑走路1本が閉鎖された場合でも、もう1本の滑走路が使用できるようになったことにより、全ての滑走路が閉鎖されている時間が減少した。 　月あたり全滑走路閉鎖時間　増設前135分　→　増設後10分 ○滑走路増設後は、出発便はA滑走路、到着便はB滑走路を主に使用することとなった。これに伴い滑走路の混雑が緩和し、出発便の地上走行時間が短縮した。 　出発便の平均地上走行時間　増設前　15分　→　増設後12分
事業実施による環境の変化	環境影響評価において、事後調査及び環境監視調査の対象となっていた陸域生物・陸域生態系、海域生物・海域生態系、水質について、供用後の環境状態が定常状態で維持されると考えられることから、令和4年度調査結果をもって事後調査及び環境監視調査を終了することが那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会にて了承された。
社会経済情勢等の変化	那覇空港の旅客数、発着回数は2020年3月の滑走路増設直後にコロナ禍に伴い落ち込んだが、直近では国内旅客の増加が顕著であり、令和5年度（2023）には過去最高となった平成30年度（2018）を上回っている。また、沖縄県への入域観光客は、令和6年度（2024）には過去最高となった平成30年度（2018）を上回る見込みであり、外国人旅客も回復傾向にある。
今後の事後評価の必要性	那覇空港の利用者数は順調に増加しており、費用対効果分析の結果からも事業目的に見合った効果が発現していると判断される。また、滑走路増設に伴う環境への影響も特段確認されていないことから、今後の事後評価の必要はない。
改善措置の必要性	滑走路増設後における那覇空港の利用状況はコロナ禍で一時的に落ち込んだものの、その後、回復している。空港の運用面でも滑走路閉鎖時間や地上走行時間の短縮がみられるなど効果が発現している。今後も那覇空港の利用の増加が見込まれることから、本事業は適切に実施されたと判断でき、今後の改善措置の必要はない。
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	本事業の計画・調査手法で特段の問題は生じておらず、事業評価手法についても事業を適切に評価していると考えており、現時点での見直しの必要性はない。
対応方針	対応なし。
対応方針理由	事業効果の発現が確認されたため。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針（原案）に対して審議を行った結果、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と了承された。

位　置　図
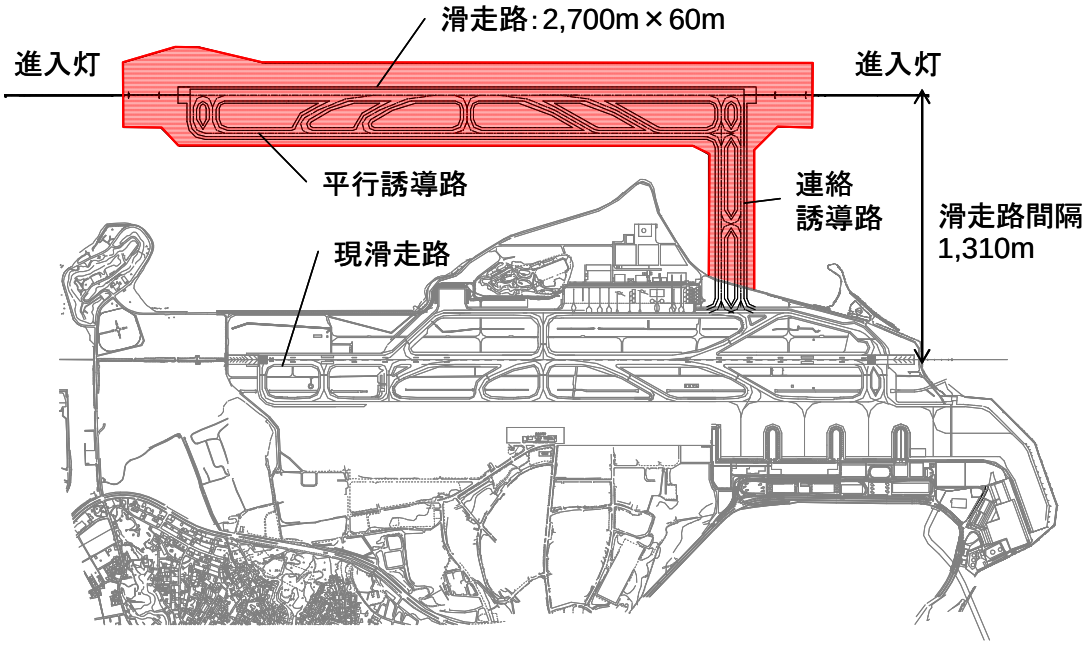
概　要　図